

# 保険・年金



## 国民年金保険料免除申請を受付



# おしらせ ひろば

**持物** 年金手帳・印鑑  
 ※平成29年12月31日以降に離職したかたは、雇用保険受給資格者証または離職票などが必要。

区分	必要な納付額	年金額の計算	受給資格期間
全額免除	0円	1/2	入ります
3/4免除	4,100円	5/8	
半額免除	8,210円	3/4	
1/4免除	12,310円	7/8	
納付猶予 (50歳未満のかた)	0円	—	

今年度(7月)令和2年6月分)の国民年金保険料の免除または納付猶予を希望する場合は、申請が必要で(本人・配偶者・世帯主の所得審査あり)免除期間の取扱いは、左表のとおりです。免除などが承認された期間は、10年以内であれば、受給する年金額を増やすために後から納めることができます。

**問合せ先** 国保年金課  
 072-433-7272

**障害状態確認届(診断書)**  
 障害状態確認届の作成期間が、提出期限の1カ月以内から3カ月以内に拡大されます。提出が必要なかたには、誕生月の3カ月前の月末に日本年金機構から用紙が送付されます。

**所得状況届**  
 20歳前の傷病により障害基礎年金を受けているかたは、これまで提出が必要でしたが、今後は原則として提出不要です。(ただし、日本年金機構が前年分の所得情報の提供を受けられないときは、提出が必要なために、届出に必要な書類を送付されます)

**問合せ先** 下水道推進課  
 072-433-7361

**内水ハザードマップを作成しました**  
 これは、台風やゲリラ豪雨などの集中豪雨により、下水道の排水能力を超えた場合の浸水範囲および避難場所についての情報を地図上に示し、大雨時の行動や普段から取組める対策などの情報を盛り込んだ防災マップです。マップは7月から市のホームページで公表しています。また、下水道推進課および各公民館でも配布しています。

**7月下旬に送付 新しい高齢受給者証**  
 国民健康保険に加入されている70〜74歳のかたが持つ高齢受給者証の有効期限は7月31日(または75歳の誕生日の前日)です。新しい高齢受給者証は、平成30年中の所得をもとに負担割合を再判定し、7月下旬に送付します。なお、70歳の誕生日を迎えるかたは、誕生月の下旬(1日生まれのかたは誕生月の前月下旬)に翌月1日から使える高齢受給者証を送付します。負担割合と判定基準は次のとおりです。

**募集 大阪府警察官**  
 対象 昭和61年4月2日〜平成14年4月1日生まれのかた  
 定員(自己推薦方式) 約15人(含む) 男性・約20人 女性・約45人  
 申込締切 一般 ①郵送 7月25日(木)消印有効  
 ②インターネット 8月2日(金)午後5時  
 自己推薦方式 郵送のみ 7月25日(木)消印有効  
 第1次選考日 9月21日(土)  
**自己推薦方式とは**  
 大阪府警察では、ハイレベルな技能、技術、経験などを評価する自己推薦方式を導入しています。例えば、日常会話レベルの外国語の語学力がある、情報技術関係について、卓越した技能や知識がある、各種スポーツの全国大会出場経験がある、文化系コンクールなどの全国大会出場経験がある、金融部門に在籍し、財務や金融の知識に精通しているなど、様々な経験能力のある多様な人材を募集しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

**問合せ先** 大阪府警察官採用センター  
 0120-0120-370-314  
 貝塚警察署 072-433-1234

**熱中症に気を付けよう**  
 海や山のレジャー、スポーツなどにより、炎天下で過ごすことが多くありますが、高温下に長時間いると熱中症にかかるおそれがあります。熱中症と言っても、ふらつき・めまい・足のケイレンを起こすなどの軽症なものから、ひどくなると汗も出なくなり、体温調節が出来ず高体温となり意識を失い、最悪の場合死に至ることもあります。熱中症にならないためには、外出時に帽子をかぶり、こまめに塩分を含む水分を補給してください。もし体調に変化が起こったら早めに涼しい場所へ移動し安静にして、濡れタオルなどで体温を下げるようにしましょう。

**問合せ先** 大阪府警察官採用センター  
 0120-0120-370-314  
 貝塚警察署 072-433-1234

**IHコンロからの火災にご注意!**  
 調理コンロは日ごろの生活には欠かせないものですが、毎年火災の出火原因の上位を占めており、そのほとんどは使用者の不注意により発生しています。最近では、オール電化住宅が増加傾向にあり、IHコンロを使用しているご家庭が多くなります。火を止めたままIHコンロはガスコンロと違い安全性が高いと過信していませんか? 揚げ物をする際、少量の油で調理すると、安全装置(温度センサー)が正常に機能しないなど、誤った使用方法で火災が発生してしま

**住宅用火災警報器の設置と更新を**  
 消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。また、住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

**振込め詐欺や悪徳商法などの電話に不安を感じませんか? 迷惑電話防止装置を無料で貸出します**

市では、特殊詐欺被害の防止を図るため、高齢者を対象に迷惑電話防止装置を無料で貸出します。設置は、市が委託する業者が自宅に伺い行います。今使われている電話機に装置を接続するだけで、警察などが収集した迷惑電話(オレオレ詐欺・還付金詐欺など)を自動的に着信拒否できます。

ただし、発信者の電話番号を表示するサービス(ナンバーディスプレイなど)への加入が必要です。

**対象** 65歳以上(親族などからの代理申込可)  
**サイズ** 縦8.5cm×横10cm×高さ4cm  
**貸出台数** 35台(先着順)  
**貸出期間** 1年間(貸出日の翌月1日から)  
 ※貸出期間終了後、継続して使用を希望されるかたには、引き続き装置を無料で貸出します。ただし、データ使用料が月額400円(税別)必要です。  
**申込用紙の配付** 窓口・郵送・ホームページからダウンロード  
 ※郵送の場合はお電話ください。  
**締切** 来年2月28日(金)  
**配布・申込・問合せ先** 危機管理課 072-433-7392

住宅火災で、亡くなる原因の多くは「逃げ遅れ」によるものです。設置することで、火災の発生をすばやく察知し、大きな火災にならずに命が助かった事例が多くあります。まだ設置されていない住宅は、かけがえのない命や家族を守るため、一日も早く住宅用火災警報器を設置してください。

また、住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

**問合せ先** 消防本部 072-422-0119